

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和7年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃の請求及び事務監査の請求に必要な署名数）並びに同項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数（議会解散の請求並びに広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに広域連合規約の変更要請に必要な署名数）は、次のとおりである。

令和7年4月21日

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 小野寺 正孝



記

50分の1の数	19,921
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	224,503